

項目名

⑩ 食品衛生対策について

■ 現状（概要）

食中毒等の食品衛生上の危害の発生状況等を勘案し、食品等事業者に対して、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進することにより、食品の安全性を確保し、県民の健康保護を図る。

■ 取組状況

（１）令和６年度鹿児島県食品衛生監視指導計画に基づき、食中毒予防対策を実施

- ・ 大規模食中毒対策
大量調理施設，社会福祉施設，学校の給食施設の監視指導を行う。
- ・ ノロウイルスによる食中毒防止対策
給食施設や飲食店営業施設の監視指導を行う。
- ・ 生食用食肉等の安全確保対策
「生食用食鳥肉の衛生基準目標（ガイドライン）」に基づく監視指導を行う。

（２）普及啓発

- ・ 食中毒注意報発令
食中毒が発生しやすい条件になった場合，食中毒注意報を発令し，管内２市２村に広報依頼，中規模飲食店へのチラシ等配布により周知を行う。
- ・ 食中毒予防街頭キャンペーン
日置地区食品衛生協会と協力し，食品衛生思想の普及・啓発，食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進を図るため，一般消費者に対して，街頭キャンペーンを通じて啓発を行う。

（３）監視・検査の体制

- ・ 伊集院保健所
施設に対する監視指導，食中毒防止対策及び調査・指導，苦情・違反食品等の調査
- ・ 加世田保健所食品衛生監視機動班（伊集院保健所管内，指宿保健所管内，加世田保健所管内を管轄）
施設に対する監視指導，食品，添加物等の収去検査，食中毒及び違反食品等の調査
- ・ 食品衛生専門監視指導班（生活衛生課内に設置）
大規模施設（HACCPに基づく衛生管理を行う施設）に対する監視指導
- ・ 環境保健センター
食中毒発生時の食品等の検査

■ 成果・課題

食中毒の発生状況

令和６年度は管内において３件の食中毒の発生があり（令和７年２月末現在），うち２件については料理を調理・提供した施設を営業停止処分とした（詳細は次項参照）。

■ 今後の予定

令和６年度鹿児島県食品衛生監視指導計画に基づき，引き続き食中毒予防対策を実施する。

■ 依頼事項等

食品衛生対策の推進に引き続き御協力いただくようお願いしたい。

食中毒による処分状況

●事例 1

1 概要

令和 6 年 10 月 25 日(金), 管内の医療機関から食中毒が疑われる患者を診察したとの連絡があり, 調査したところ管内の飲食店が調理・提供した食事を喫食した 1 グループ 103 名中 64 名が, 下痢, 腹痛等の症状を呈していることが判明した。

当保健所は提供された食事が原因の食中毒と断定し, 11 月 1 日当該飲食店に対して営業停止命令を行った。

2 原因食品

当該施設が令和 6 年 10 月 24 日(木)に調理, 提供した食事(クリームシチュー)

3 病因物質

ウエルシュ菌

4 行政処分(11 月 1 日付け伊集院保健所長名)

食品衛生法第 6 条第 3 号違反による営業停止命令

令和 6 年 11 月 2 日から同年 11 月 3 日までの 2 日間

(なお, 令和 6 年 10 月 30 日から 11 月 1 日まで営業自粛している。)

5 食中毒と断定した主な理由

- ・ 患者は原因施設が調理・提供した食事を喫食していること。
- ・ 患者 13 名の便からウエルシュ菌毒素が検出されたこと。
- ・ 患者の症状(下痢, 腹痛等), 発症までの潜伏期間がウエルシュ菌によるものと考えられること。

6 患者発生の状況

患者 64 名(男性 64 名: 13 歳~18 歳)

うち, 医療機関受診者 4 名(入院 0 名)

●事例 2

1 概要

令和 6 年 12 月 26 日(木), 管内の医療機関から食中毒が疑われる患者を診察したとの連絡があり, 調査したところ管内の飲食店が調理・提供した食事を喫食した 4 グループ 85 名中 3 グループ 30 名が, 下痢, 嘔吐, 腹痛等の症状を呈していることが判明した。

当保健所は提供された食事が原因の食中毒と断定し, 12 月 28 日当該飲食店に対して営業停止命令を行った。

2 原因食品

当該施設が令和 6 年 12 月 23 日(月)及び 12 月 25 日(水)に調理, 提供した食事(にぎり寿司等)

3 病因物質

ノロウイルス

4 行政処分(12 月 28 日付け伊集院保健所長名)

食品衛生法第 6 条第 3 号違反による営業停止命令

令和 6 年 12 月 29 日から令和 7 年 1 月 1 日までの 4 日間

(なお, 令和 6 年 12 月 27 日から 12 月 28 日まで営業自粛している。)

5 食中毒と断定した主な理由

- ・ 複数のグループから同様の食中毒症状を呈する患者が確認され、患者の共通食は原因施設が調理・提供した食事のみであること。
- ・ 患者の症状(下痢、嘔吐、腹痛等)、発症までの潜伏期間がノロウイルスによるものと考えられること。
- ・ 患者の発症時間に集積性があること。
- ・ 複数のグループの患者便及び調理従事者便からノロウイルスが検出され、遺伝子型が一致したこと。

6 患者発生の状況

患者 30 名(男性 12 名，女性 18 名：29 歳～89 歳)
うち，医療機関受診者 20 名(入院 0 名)

【参考】鹿児島県の過去の食中毒発生状況(鹿児島市を除く)

年 次	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
件 数	6	1 2	5	7	4	8
患者数	5 5	1 7 6	2 3	2 5 5	1 8	1 8 2